

7 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

7.1 配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

7.1.1 縦覧状況

縦覧期間：平成27年10月7日(水)～11月6日(金)

意見書提出期限：平成27年11月10日(火)

縦覧場所		閲覧者数
西知多医療厚生組合	衛生センター	8
東海市	市役所(生活環境課)	0
	清掃センター	1
知多市	市役所(環境政策課)	0
	ごみ対策課(清掃センター内)	0
計		9

7.1.2 意見書の提出状況

計画段階環境配慮書の案を上記の期間に縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計3通(16件)であり、その意見書に記載された意見の分類は、表7.1.1に示すとおりである。

表 7.1.1 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の分類

分類	意見数
1 配慮書事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
2 配慮書対象事業の目的及び内容	9
3 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	3
4 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	1
5 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	3
6 総合評価	0
7 配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合計	16

7.2 配慮書の案についての意見の概要及び見解

計画段階環境配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 7.1.2 に示すとおりである。

表 7.1.2 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	煙突の高さについて、59mと80mの案があるが、処理能力が約1.5倍になることから、風下方向に飛散するばいじんの量を考慮すると、現在の案より高い煙突が必要になるのではないかと。	新施設から排出される大気汚染物質の寄与濃度は、大気質の現況の濃度を変化させる程度ではなく、煙突の高さによる影響の違いもほとんどないものと予測されることから、80mを超える高さの煙突を検討する必要性は低いと考えています。
2	新しい施設の処理能力が、現在の知多市清掃センターよりも増加することに伴い、排出ガスの総量も増加するのではないかと。	今後、ごみの減量化の状況や近年の排出ガス処理設備の導入事例等を踏まえ、排出ガスの総量という観点も含めた適切な対策による環境影響の回避、低減を検討してまいります。
3	選定された建設候補地は、津波や液状化の危険性を理由に病院建設計画を断念した土地に近い場所である。 ごみ処理施設の建設候補地となる理由を説明する必要があるのではないかと。	ごみ処理施設は、災害発生直後に多数の市民が利用する必要性が低いことに加え、選定された建設候補地では、液状化及び高潮に対する適切な対策を講じることにより建設が可能であると判断しております。
4	ごみ処理施設を既存のし尿処理施設に加えて知多市内に設置する理由について、ごみ処理の広域化の理由だけではなく、両市民の理解が得られるような説明に努めてほしい。	建設候補地については、両市の全域から建設可能と考えられる土地を抽出し、事業者とともに社会面、自然面、経済面等を総合的に評価した上で選定し、市民説明会を開催するなどして、選定経緯の説明を行ってまいりました。 今後も適宜、説明会の開催や、先進地の見学会などを実施するとともに、市民の理解が得られるよう積極的な情報提供に努めてまいります。

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
5	新しい施設の建設に伴い、現在の緩衝緑地帯が狭くならないように配慮していただきたい。	新しい施設の建設に当たっては、建設候補地内の緩衝緑地帯の保全が可能な工事計画を検討するよう、事業者と調整を図ってまいります。
6	新しい施設の排出ガス中のばいじん、ダイオキシン類をどの程度捕捉できるのか、現施設の状況と比較して示してほしい。 また、ばいじんの粒子径や飛散の予測についても説明がほしい。	ごみ処理施設では、ばいじん、ダイオキシン類を含む排出ガスをろ過装置等により排出基準以下となるように処理する設備を設置することとなっています。新しい施設の排出ガスの排出基準については、今後、法令や現施設の状況を踏まえて検討するよう、事業者と調整を図ってまいります。 また、ばいじんには、一般的に粒子径の定義がありませんが、浮遊粒子状物質の粒径は10マイクロメートル以下のものと定義されており、浮遊粒子状物質の飛散予測を配慮書の案の本編に記載しています。
7	新しい施設からの排水処理は、具体的にはどのように考えているか。 排出基準と現施設の実績を示してほしい。	現段階では、新しい施設の内容についての検討段階にあるため、具体的な内容が決定した後、今後の環境影響評価手続に反映してまいります。 なお、現施設のごみ処理過程で発生する排水については、処理をした上で施設内で再利用しており、場外には排水しておりません。新しい施設についても、現施設の排水の扱いを参考にして適切な排水処理方法を検討するよう、事業者と調整を図ってまいります。
8	新しい施設の排出ガスの対策については、現施設の方式からの改善等を含め、どのように考えているか。	新しい施設の排出ガスの対策については、今後、現施設の状況や近年の導入事例等を踏まえて検討するよう、事業者と調整を図ってまいります。

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	知多市のごみに加え、東海市のごみも搬入することとなるため、搬入経路、搬入時間帯、搬入車両数等を明確にし、生活に密接した道路交通への影響を記載する必要があるのではないか。	新しい施設への東海市からの搬入については、主に西知多産業道路等の幹線道路を通行することを想定しています。 道路交通環境に関する調査・予測・評価については、今後の環境影響評価手続の中で検討します。
10	大気質の現況について、測定局の「緑町」とは、どこにあるのか。	知多市緑町地内の知多市役所に設置されている測定局です。
11	重量のあるばいじんは、大気拡散しにくく、地域によって濃度が高くなると思われる。できるだけ多くの測定場所で把握する必要があるのではないか。	本配慮書は、「環境影響評価指針（愛知県）」に基づき、既存資料などを用いて、環境の保全のために配慮する必要がある事項を検討するものであるため、現在、事業実施想定区域周辺に存在する大気汚染の測定地点の調査結果を参考にしています。 今後の環境影響評価手続における大気汚染物質の測定項目、測定場所等については、新しい施設の建設に伴う影響をより適切に予測、評価できるように検討します。
12	現在、車に付着するばいじんに悩まされている。ごみ処理施設からのばいじんも含まれているのではないか。	ごみ処理施設では、ばいじんを含む排出ガスをろ過装置等により排出基準以下となるように処理する設備を設置しており、排出される大気汚染物質は排出基準以下となっております。
13	新しい施設の位置が、主に現施設の駐車場ということは、排出ガスの排出場所が約100m民家に近くなるが問題はないのか。	今後、事業者による煙突の位置を含む新しい施設の配置計画の検討に併せて、近年の排出ガス処理設備の導入事例等を踏まえた適切な対策による環境影響の回避、低減を検討してまいります。

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1 4	<p>処理方式や排出ガスの処理設備により、排出ガスに含まれる大気汚染物質の濃度は異なると思われる。新しい施設の排出ガスの想定濃度を、現状の大気の状態だけでなく、現施設の状況と比較して示してほしい。</p>	<p>現段階では、新しい施設の内容についての検討段階にあるため、新しい施設の排出基準は、今後、現施設において設定している基準と同等又はそれ以下となるように検討するよう、事業者と調整を図ってまいります。</p> <p>なお、処理方式や処理設備の能力によって大気汚染物質の排出濃度は異なるため、本配慮書では、新しい施設の排出ガス濃度を、現施設の排出基準の値（上限とする値）により設定しています。</p>
1 5	<p>寄与濃度の算出方法が不明であるため、説明がほしい。</p>	<p>寄与濃度は、予測条件として設定した煙突排出ガスの諸元に基づき、1年間煙突から排出し、拡散する場合に影響を及ぼす濃度として算出しています。大気拡散を予測するための気象条件に関するデータは、周辺の気象観測所等における値を使用しています。</p>
1 6	<p>煙突の高さによって、排出ガスの寄与濃度が高くなる地域は異なるため、理解が得られるような説明に努めてほしい。</p>	<p>煙突の高さによって、排出ガスの寄与濃度が高くなる地域や範囲が異なることから、周辺環境への影響を適切に予測、評価するため、煙突の高さ59mと80mの2案について検討を行いました。</p> <p>どちらの案も周辺の大気質の現況を変化させる程の濃度ではなく、煙突の高さによる影響の違いもほとんどないと考えられます。</p>